

小林市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病等の治療を容易にし、子どもの福祉の向上及び健全な発育の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付（入院に係るものに限る。）及び高額療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に基づく病院及び診療所をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する子どもとする。

- (1) 子ども及びその保護者が小林市内に住所を有すること。
- (2) 病院又は診療所において医療保険各法の規定により保険給付を受けた者
- (3) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である者
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令等により、国又は地方公共団体が医療費の全額を負担している者
- (3) 小林市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年小林市条例第125号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 小林市重度障がい者の医療費助成に関する条例（平成18年小林市条例第139号）の規定により医療費の助成を受けることができる者。ただし、療育手帳B1又はB2の交付を受けている者で、身体障害者3級以上に該当しないものを除く。

（助成の額）

第4条 市長は、助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受け、その保護者が一部負担金を負担した場合は、1診療報酬明細書ごとに、高額療養費を除いた一部負担金から月額1,000円を控除した額を助成するものとする。

- 2 助成対象者の保護者が、保険給付につき医療費の全額を負担した場合においても、高額療養費を除いた一部負担金に相当する額から1診療報酬明細書ごとに1,000円を控除した額を助成するものとする。
- 3 前2項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づき規則、定款等による付加給付を受けた場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(助成の申請)

第5条 前条の助成は、助成対象者の保護者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、助成金の支給事由が第三者行為によって生じ、かつ、助成金を支給した場合において、当該助成金の支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。